

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	令 2. 6. 2
件 名	加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度の創設等について		
結 果	令和 2. 9. 28 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1 項＝鹿児島市で独自に、軽度・中等度の加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設すること。2 項＝関係行政庁に対し、軽度・中等度の加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設すること及び難聴を医療のカテゴリーに位置づけ、補聴器購入を医療保険の適用対象とすることを求める意見書を提出すること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、現在、身体障害者手帳が交付されている聴覚障害等級 6 級以上、すなわち両耳の聴力レベル 70 デシベル以上のものなどの補聴器購入については、国における補装具費支給制度の対象費目とされており、基準額の範囲内で、原則、購入等に要する費用の 9 割が支給されている。また、18 歳未満で同手帳の交付対象とならない難聴児に対しては、早期の補聴器の使用が言語やコミュニケーション能力の取得などに重要とされていることから、本市において、難聴児補聴器購入助成事業を実施し、補聴器購入や修理に係る費用の一部を補助している。以上のことから、本市においては、加齢による軽度・中等度の難聴者への助成制度はないところである。</p> <p>なお、中核市における独自の制度としては、令和 2 年 2 月時点で、宇都宮市、前橋市及び船橋市の 3 市が、補聴器の購入に対して助成等を行っている。</p> <p>また、全国市長会においては、障害者福祉施策に関する提言の中で、「軽度・中等度難聴者・児の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応する等、必要な措置を講じること」、介護保険制度に関する提言の中で、「加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること」をそれぞれ採択し、本年 6 月 30 日、全国会議員及び関係府省等に提出し、その実現方について要請しており、九州市長会においても、「高齢者を含む潜在的軽度・中等度難聴者について、年齢による制限のない補聴器購入に対する助成制度を創設すること」を要望している。</p> <p>本市としては、今後も引き続き、他都市の状況などを調査・研究するとともに、全国市長会等を通じて、国等に対し要望していきたいと考えている。</p> <p>なお、日本医療研究開発機構による「補聴器による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」については、国立長寿医療研究センターにおいて、2024 年まで研究を継続されることである。</p> <p>また、補聴器購入を医療保険の適用対象とすることについては、治療によって改善する</p>			

人工内耳手術や高気圧酸素治療、ステロイド薬の投与などは、保険診療の対象となっているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「制度の導入は必要であるとの立場から、本件については採択したい。」という意見、「請願紹介議員から、参議院財政金融委員会における質疑を踏まえると、難聴と認知症との関係性について、一定のエビデンスが確認されれば、補聴器購入助成に対する公的な道が開かれるとの見解が示されたが、国立長寿医療研究センターにおける補聴器による認知機能低下予防の効果を検証するための研究については、2024年までかかるとのことであり、明確なエビデンスが確認されていない現状では、公的助成、医療保険の適用を求める意見書提出については、時期尚早と言わざるを得ないこと。また、本市独自の助成制度の創設については、他自治体の助成内容を見ても、真に有効性、現実性があるのか疑問を感じるところである。そのような中、九州市長会に加え、全国市長会においても、介護保険制度に関する提言の中に、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設が盛り込まれたところであり、今後の研究経過を見守りつつ、まずは国において助成制度の創設について総合的な検討がなされるべきと考えること。以上の理由から、本件については不採択としたい。」という意見、「国による制度化という問題もあるが、他都市の事例等を見て、まずは本市独自で取り組んでいただきたいと強く考えることから、本件については採択したい。」という意見、「これまで身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者である大学生等の18歳以上を対象とする難聴児補聴器購入助成事業の拡充や、高齢者への補聴器購入助成事業の導入を本会議で要望してきたが、1項については、全国市長会が、軽度・中等度難聴者・児の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応する等、必要な措置を講じることや、介護保険制度による加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することを国等に提言していること。また、九州市長会が、高齢者を含む潜在的軽度・中等度難聴者について、年齢による制限のない補聴器購入に対する助成制度を創設することを要望していることを踏まえ、国等の動向を注視していきたいと考えること。2項の意見書提出については、国立長寿医療研究センターにおいて、2024年まで補聴器による認知機能低下予防の効果を検証するための研究が継続されるとのことであり、その研究結果を待ちたいと考えること。以上の理由から、本件については不採択としたい。」という意見、「認知症の問題等があるが、日常的なコミュニケーションが非常に取りにくいことが難聴の課題の一つでもあり、地方からしっかり声を上げていくことが必要と思うことから、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。